

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第15条関係）			別表第2（第15条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
法第8条第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第8条第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
法第9条第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第8条の2の2第1項の検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	33,000円
法第9条第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第9条第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第9条の2の4第1項の認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請手数料	33,000円
[略]			法第9条の2の4第2項の認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定更新申請手数料	20,000円
法第15条第1項の許可の申請に対する審査	[略]		法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
			[略]		
			法第15条第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
			法第15条の2の2第1項の検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	33,000円

法第15条の2の5第1項の許可の申請に対する審査	[略]
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査	[略]
[略]	

法第15条の2の6第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
法第15条の3の3第1項の認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定申請手数料	33,000円
法第15条の3の3第2項の認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定更新申請手数料	20,000円
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可の申請に対する審査	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。